

(3) 高度処理共同負担事業に係る国庫補助対象範囲の拡充

1. 背景・目的

三大湾や湖沼等の閉鎖性水域では依然として水質改善が進んでおらず、水域に流入する窒素、リンの汚濁負荷を減らすため下水道の高度処理を推進する必要がある。

平成17年の下水道法改正によって制度化された「高度処理共同負担事業」は、高度処理を行う終末処理場が他の終末処理場の汚濁削減機能を代替することで、流域全体としてより経済的な高度処理を目指すものである。

本事業を円滑に実施するためには、費用の一部を負担し、他の地方公共団体の高度処理によって汚濁削減を実施する地方公共団体の国庫補助に係る条件を、自ら高度処理を行い、汚濁を削減する場合と同等にする必要がある。

2. 概要

「高度処理共同負担事業」の活用により、高度処理を行う他の地方公共団体の費用の一部を負担し、自らの窒素又はリンの削減目標量を達成する終末処理場については、その処理区域に係る污水管きよの整備に対して、国庫補助対象範囲が拡充されている「自ら高度処理を行う場合」の国庫補助対象範囲を適用する。

3. 事業効果

高度処理共同負担事業の推進が図られ、窒素又はリンの削減目標量の達成が円滑に推進されるとともに、流域全体としての高度処理に係る費用が低減される。

